

「開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正」（概要）

1 改正の趣旨

改正都市計画法（令和2年6月公布）において、近年激甚化・頻発化する災害を踏まえ、政令が改正され、条例で定める市街化調整区域内において開発行為等を行い得る区域等（以下、条例区域等）の指定基準として、災害リスクの高い区域を除外する旨の規定が新たに制定された。

これに伴い、開発行為等の許可の基準に関する条例を一部改正する。

2 改正の概要

新たに、災害リスクの高い区域を次のとおり規定し、条例区域等から除外する。

- | |
|-----------------------|
| ① 災害危険区域 |
| ② 地すべり防止区域 |
| ③ 急傾斜地崩壊危険区域 |
| ④ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 |
| ⑤ 浸水想定区域 ※ 等 |

※ 具体的な基準は、国の技術的助言を踏まえ、想定浸水深3m以上と規定する旨、規則を改正

3 施行期日

令和4年4月1日（改正法施行日と同日）